

# 当別町立西当別小学校 いじめ防止基本方針

平成 2 7 年 4 月策定  
(令和 6 年 4 月改定)

## 当別町立西当別小学校いじめ防止基本方針

### はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは全ての児童に関係する問題であり、いじめの芽はどの児童にも生じ得るということを十分に認識するとともに、いじめを決して許さず、被害児童を徹底して守り通すという断固たる決意で、全力を尽くす必要があります。

本校においては、これまで、全ての児童生徒がいじめに苦しんだり、悩んだりすることなく、安全・安心に充実した学校生活を送ることができるよう、平成 27 年（2015 年）4 月に策定した「当別町立西当別小学校いじめ防止基本方針」（以下「西当別小の基本方針」という。）を踏まえ、家庭や地域住民と連携して、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）に基づくいじめの積極的な認知に対する理解や「いじめ対策組織」を中心とした早期からの組織的対応、いじめを生まない環境づくりやいじめをしない態度を身に付けさせる取組等の徹底に課題が見られています。

そのため、本校では、いじめの問題への取組の更なる充実に向けて、当別町及び学校が一層連携して迅速かつ組織的な対応を徹底し、児童に関わる全ての人々が共通の認識を持っていじめの防止等の取組を推進していく必要があります。

「西当別小の基本方針」は、法第 12 条及び「北海道いじめの防止等に関する条例」（以下「条例」という。）第 11 条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を参酌し、本校におけるいじめの防止等の対策の基本的な方向や具体的な内容を示したものであり、今般、いじめの問題の現状と課題、児童を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、いじめ問題に一層の危機感を持って取り組むため、「西当別小の基本方針」の一部を改定することとしました。

以下の「西当別小の基本方針」に示すいじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行うものです。

<目次>

|                              |    |
|------------------------------|----|
| はじめに                         | 1  |
| I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 |    |
| 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方         | 3  |
| (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念       | 3  |
| (2) いじめの理解                   | 3  |
| ア いじめの定義                     | 3  |
| イ いじめの内容                     | 4  |
| ウ いじめの要因                     | 5  |
| エ いじめの解消                     | 6  |
| 2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割       | 7  |
| (1) 学校及び学校の教職員の責務            | 7  |
| ア 学校の責務                      | 7  |
| イ 教職員の責務                     | 8  |
| (2) 保護者の責務                   | 8  |
| (3) 地域の役割                    | 9  |
| II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項    |    |
| 1 学校が実施すべき施策                 | 10 |
| (1) 学校いじめ防止基本方針の策定           | 10 |
| ア 意義                         | 10 |
| イ 西当別小の取組                    | 10 |
| (2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織    | 11 |
| ア 意義                         | 11 |
| イ 西当別小の取組                    | 12 |
| (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置      | 13 |
| ア いじめの防止                     | 13 |
| イ いじめの早期発見                   | 14 |
| ウ その他                        | 15 |
| 2 重大事態への対処                   | 16 |
| (1) 西当別小学校における対処             | 16 |
| (2) その他                      | 17 |
| 資料                           |    |
| ・ 面談シート                      | 18 |
| ・ 関係条文                       | 19 |

### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

全ての児童が、自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、北海道と当別町及び学校が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。

#### (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念【条例第3条】

条例では、基本理念として、「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」などを規定しています。

基本理念に基づく取組を進めるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめを受けた児童にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。児童に対していじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応することで、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- 児童が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりとって、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

#### (2) いじめの理解

##### ア いじめの定義【条例第2条】

条例では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係<sup>1</sup>にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。

- いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

<sup>1</sup> 「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指します。

- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。  
 なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第 22 条及び条例第 23 条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。  
 日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ<sup>2</sup>」、「多様な背景を持つ児童生徒<sup>3</sup>」、「東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童」という。）」等、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

#### イ いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

2 「性的マイノリティ」とは、LGBT（L：女性同性愛者、G：男性同性愛者、B：両性愛者、T：身体的性別と性自認が一致しない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のことです。

3 「多様な背景を持つ児童生徒」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生徒や、支援を要する家庭状況（経済的困難、児童生徒の家庭での過重な負担、外国人児童生徒等）などにある児童生徒のことです。

これらのいじめの中には、犯罪行為<sup>4</sup>として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害児童の意向を十分に配慮した上で、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会<sup>5</sup>等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要があります。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

#### ウ いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童にも生じ得る。
  - いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
  - いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や少年団活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
  - いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

---

4 いじめの事例のうち、「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが想定される具体例には、次のようなものがあります。

- 強制わいせつ（刑法第176条） 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- 自殺関与（刑法第202条） 同級生に「死ぬ」とそそのかし、その同級生が自殺した。
- 暴行（刑法第208条） 同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。
- 脅迫（刑法第222条） 裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- 強要（刑法第223条） 遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
- 恐喝（刑法第249条） 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条） スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画を SNS 上のグループに送信したりする。など

5 「学校警察連絡協議会」とは、児童生徒の非行防止等に関して協議を行う場として、学校や教育委員会と警察とが参加する組織のことで、地域によっては、「生徒指導連絡協議会」「生徒指導担当者会議」等の名称で開催しています。

- いじめは、児童の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童を守り通すことは難しい。そのため、児童の発達段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

#### エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童と加害児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

##### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラー<sup>6</sup>やスクールソーシャルワーカー<sup>7</sup>などを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

6 「スクールカウンセラー」とは、学校において、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導、助言を行う専門家のことです。

7 「スクールソーシャルワーカー」とは、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家のことです。

いじめの防止等のための対策を進めるため、全ての児童の自己有用感や自己肯定感を育成する取組を、学校だけではなく、家庭、地域住民、行政その他の関係者相互の連携協力の下、社会全体で進めます。

## 2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割

### (1) 学校及び学校の教職員の責務【条例第6条】

#### ア 学校の責務

学校においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める必要があります。

- 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- 学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。
- 学校は、児童の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての児童が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- 学校は、児童が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての児童に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- 学校は、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。
- 学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。
- 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- 学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。



## イ 教職員の責務

教職員においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める必要があります。

- 職員は、児童理解を深めるとともに、児童及び保護者等との信頼関係の構築に努め、児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりしない。
- 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 教職員は、「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童を徹底して守り通す。
- 教職員は、児童に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が児童に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりしない。
- 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付ける。

## (2) 保護者の責務【条例第7条】

家庭<sup>8</sup>は、児童にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、児童の教育に関し第一義的な責任を有しています。

保護者においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれます。

- 保護者は、その保護する児童に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。
- 保護者は、その保護する児童の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせるよう努める。
- 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び児童の発達の段階に応じ、その保護する児童について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。  
また、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意する。
- 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。

---

8 「家庭」とは、児童生徒が、社会的に養護されている場合には、「家庭等」と読み替えます。

- 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- 保護者は、その保護する児童がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童の心情等を十分に理解し、対応する。
- 保護者は、その保護する児童がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童を見守り支える。

### (3) 地域の役割【条例第8条】

市民及び事業者<sup>9</sup>においては、条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれます。

- 市道民及び事業者は、日頃から、児童が様々な機会を通じて学校外の人間関係を構築し、自分の役割や存在を感じることができるよう、児童が学校外で活動できる場所や機会を、学校関係者や関係団体等とが連携する既存の組織等を活用するなどして提供する。
- 市民及び事業者は、児童の健やかな成長・発達のため、地域全体で児童を守り育てていこうとする大人たちの協力を得て、児童が異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができる地域の体制を整える。
- 市民及び事業者は、地域の学校等と連携を図り、地域における児童の状況や問題に適切に対応する方法について共通理解を深める。
- 市民及び事業者は、児童に発達の段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進める。
- 市民及び事業者は、児童がいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該児童の在籍する学校や保護者や、相談機関等の関係団体に相談や連絡・通報するなどして、児童の抱える問題の解消に努める。
- 市民及び事業者は、中学校や高等学校を卒業した後など、学校に在籍していない青少年がいじめに関わっている場合は、関係機関等と連携していじめの問題の解決に努める。
- 市民及び事業者は、就学前の幼児等に対して、発達の段階に応じ、友人と一緒に遊ぶことやルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努める。

9 「事業者」とは、当別町内で事業活動を行う個人、法人、団体のことをいいます。ここでは、児童の学校外における活動や場面等を想定し、例えば、学習塾や習い事、スポーツクラブ、コンビニエンスストアなど児童が関わる事業者の方に、いじめの未然防止、早期発見への協力を期待しています。

### 1 学校が実施すべき施策

西当別小学校においては、法や国の基本方針、道や当別町の条例や基本方針を踏まえ、全ての児童が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、発達支持的生徒指導<sup>10</sup>やいじめの未然防止教育を推進します。

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定【法第 13 条・条例第 12 条】

##### ア 意義

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

##### イ 西当別小学校の取組

西当別小学校においては、法第 13 条の規定により義務付けられている学校いじめ防止基本方針について、「国の基本方針や道の基本方針」を参考に、次の事項に留意して策定します。

- 西当別小学校は、学校いじめ防止基本方針に、いじめの防止、いじめの早期発見・事案対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を盛り込む。その中核的な内容は、次に示すとおりとする。

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けたいじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針
- ・いじめの防止等に向けた具体的な指導内容のプログラム化（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）
- ・いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の明示
- ・アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルの作成（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等）
- ・学校いじめ防止基本方針におけるアンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対処方法の設定
- ・「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」などの具体的な取組
- ・「学校いじめ対策組織」の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な活動・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画
- ・加害児童に対する成長支援の観点を踏まえた加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針

<sup>10</sup> 「発達支持的生徒指導」とは、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に学校教育の目標の実現に向けて、全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。（参考 生徒指導提要（令和 4 年 12 月 文部科学省））

・「学校いじめ対策組織」を中心としたPDCAサイクル<sup>11</sup>による点検、見直しの取組

- 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目<sup>12</sup>に位置付ける。
  - ・学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
  - ・学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

- 学校は、学校いじめ防止基本方針を策定又は見直す際には、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進める。

また、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして児童の意見も取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努める。

- 西当別小学校は、策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載、学校便りに記載し配布、学校内への掲示、その他の方法により、児童、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。

- 西当別小学校は、学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口等を必ず入学時・各年度の開始時に資料を配布するなどして、児童、保護者、関係機関等に説明する。

また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。

なお、年度途中の転入、編入学した場合等には、同様に当該児童及びその保護者に説明する。

## (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織【法第22条・条例第23条】

### ア 意義

「学校いじめ対策組織」を設置する意義としては、次のようなものがあります。

- ・いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。

11 「PDCAサイクル」とは、計画（Plan）を着実に実行（Do）し、その結果を客観的に評価（Check）することにより、改善（Action）につなげることです。

○ 学校教育法第42条

小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

12 ○ 学校教育法施行規則（昭和22年文部科学省令第11号）

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

- ・心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家<sup>13</sup>が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

#### イ 西当別小学校の取組

西当別小学校においては、「学校いじめ対策組織」について、次の事項に留意して設置します。

- 西当別小学校は、次のことを踏まえ、「学校いじめ対策組織」を構成する。
  - ・自校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成する。
  - ・「自校の複数の教職員」については、校長をはじめとする管理職（教頭）や主幹教諭、教務主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学級担任、その他教職員、学校医等から、学校の実情に応じて決定する。
  - ・組織的な対応の中核として機能する体制を学校の実情に応じて決定する。
  - ・可能な限り、「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参加を得る。
  - ・個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。
  - ・教職員同士の日常的なつながり、同僚性を向上させるとともに、学校がいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とする。
  - ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進める。
- 西当別小学校は、次のことを踏まえ、「学校いじめ対策組織」の体制を整備する。
 

また、「学校いじめ対策組織」の体制の整備に当たっては、気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性<sup>14</sup>の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底する。

  - ・的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
  - ・事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
  - ・いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制
  - ・当該組織に集められた情報は個別の児童生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制
  - ・迅速に対応できるよう構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制
- 西当別小学校は、「学校いじめ対策組織」の役割に次のことを位置付ける。

13 「外部専門家」としては、例示している外部専門家以外でも、いじめの問題の解決に資することが期待できる人材を意味しており、学校においては、地域の実情を踏まえて、外部専門家を「学校いじめ対策組織」に加えるものとします。

14 組織が真に機能するためには、「無知、心配性、迷惑と思われるかもしれない発言をしても、この組織なら大丈夫」と思えるなど、発言することへの安心感を持てる状態（心理的安全性）をつくり出すことが不可欠です。

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む。）
- ・学校いじめ防止基本方針の内容が、児童や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う役割
- ・被害児童を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

### (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

#### ア いじめの防止【条例第13条】

学校においては、いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

また、学校は児童に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

#### (ア) 西当別小学校の取組

西当別小学校においては、次の取組を進めます。

- 西当別小学校は、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。
- 西当別小学校は、児童の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行う。
- 西当別小学校は、児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、児童が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進める。
- 西当別小学校は、配慮を必要とする児童の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成

や学校生活の節目の指導に適切に反映する。

- 西当別小学校は、児童の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- 西当別小学校は、児童が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める取組を推進する。
- 西当別小学校は、学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実に向けた取組を推進する。
- 西当別小学校は、家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童の発達段階に応じた道徳教育の充実を図る。
- 西当別小学校は、児童の発達段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育くむため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
- 西当別小学校は、児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。
- 西当別小学校は、児童が自主的に行う学級会や児童委員会活動等において、児童自らがいじめの防止に取り組む活動を推進する。
- 西当別小学校は、学校として「性的マイノリティ」とされる児童に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- 西当別小学校は、「多様な背景を持つ児童」については、日常的に、当該児童の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- 西当別小学校は、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、児童への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。

#### イ いじめの早期発見【条例第 14 条】

##### (ア) 西当別小学校の取組

西当別小学校においては、次の取組を進めます。

- 西当別小学校は、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。
- 西当別小学校は、日頃から児童との触れ合いや、児童と教職員との信頼関係の構築に努め、「SOS の出し方に関する教育」の推進や児童への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- 西当別小学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談<sup>15</sup>の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。
  - 西当別小学校は、アンケート調査や個人面談における児童のＳＯＳの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底する。
  - 西当別小学校は、アンケート調査実施後に、関係児童に対する個人面談を必ず実施する。なお、個人面談を実施することにより関係児童がアンケートへ回答したこと等が他の児童に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払うこと。
- ウ その他【条例第16条・第17条・第18条・第24条】
- (ア) 西当別小学校の取組
- 西当別小学校においては、次の取組を進めます。
- 西当別小学校は、いじめの防止に必要な教職員の資質の向上を図る研修を計画的に実施する。
  - 西当別小学校は、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力<sup>16</sup>等の育成に関する教育を推進するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処する体制を整備する。
  - 西当別小学校は、いじめの問題に関する学校評価を実施する際、児童や地域の状況を踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価して、評価結果を踏まえた改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報提供や組織的な対応等が評価されるよう留意する。
  - 西当別小学校は、教職員がいじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）を「学校いじめ対策組織」に報告し、情報を共有するための具体的な方法を定める。
  - 西当別小学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた児童を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
  - 西当別小学校は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携しいじめの防止等のための取組を進める。

15 個人面談の実施については、方法や内容が実施者によって差が出ないように、面談シートを活用するなど、学校全体で共通理解を図り進めます。

16 「情報活用の実践力」とは、課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力のことです。

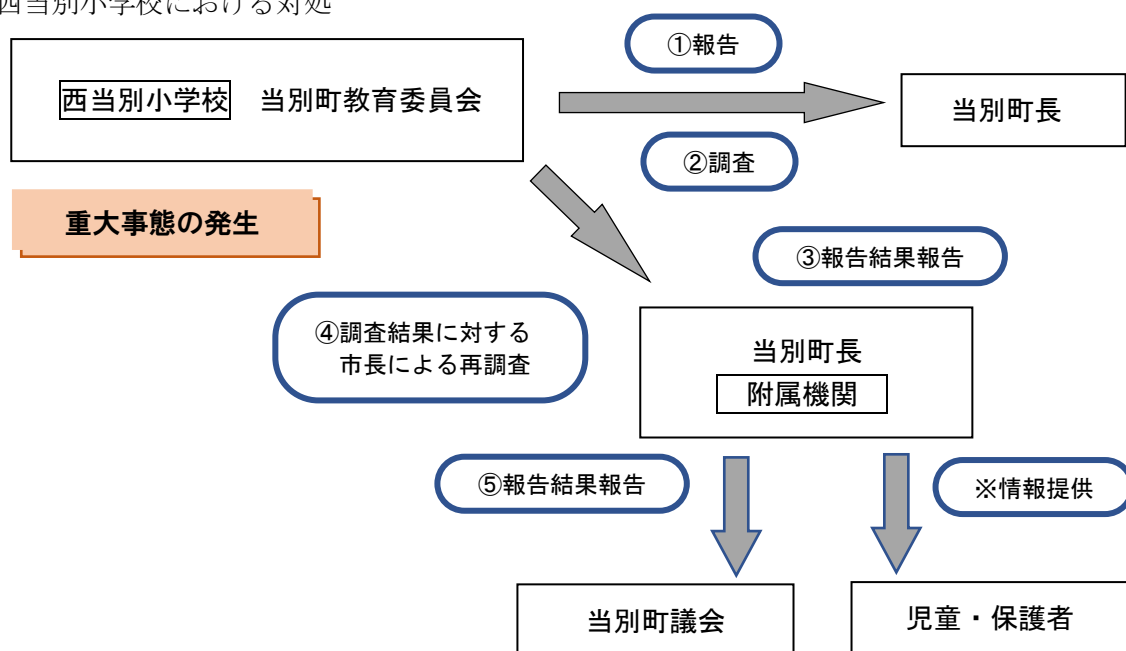


- 西当別小学校は、いじめをやめさせる指導、再発防止の取組を徹底する。
- 西当別小学校は、いじめを受けた児童の保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。
- 西当別小学校は、いじめを受けた児童が安心して教育を受けることのできる環境を整備する。
- 西当別小学校は、道教委へいじめの問題について報告するとともに、関係資料の保存に当たっては、文書管理規程の保存年限を厳守する。

## 2 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努めます。

### (1) 西当別小学校における対処



- 児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。
- ②の調査は、事実関係を明確にするために行う。  
「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にすることである。
- 情報提供については、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明する。

- この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、西当別小学校や当別町教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。
- 当別町教育委員会は、この調査が迅速かつ適正に実施できるよう調査マニュアルや調査結果の公表ガイドラインを整備する。<sup>17</sup>
- 西当別小学校や当別町教育委員会は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- 調査を行うための組織や附属機関の設置について  
重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、市町村におけるいじめ問題対策連絡協議会を通じて調査を行うための組織等の委員を確保するなど、地域の実情に応じて、平時から調査を行うための組織を設置しておくことが望ましい。  
また、調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、法第 14 条第 3 項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることも考えられる。  
なお、道は、規模が小さいなど附属機関の設置が困難な市町村に対して、必要な支援に努める。
- 詳細については、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参照すること。

## (2) その他

ア 重大事態とは、法第 28 条に規定されているとおり、

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときです。

- 1 の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合などが該当する。
- 2 の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。
  - ・調査の主体を設置者又は学校とするかは、学校の設置者の判断による。
  - ・附属機関の構成については、当該事案の関係者と利害関係のない者による。

イ 地方公共団体の長及び教育委員会は、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

ウ 児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じている、正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等は、当別町長の判断により、緊急に総合教育会議を開催し、講ずべき措置について教育

<sup>17</sup> 自殺の背景調査の実施中に、いじめがその要因として疑われる場合は、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査に移行するものとする。

委員会と十分な意思疎通を図り、一体となって取り組むための協議・調整を行うことができることに留意します。

エ 北海道は、当別町立西当別小学校において重大事態が発生した場合は、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対応するように市町村へ指導、助言又は援助します。

オ 法第 28 条第 1 項第 2 号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の調査は、国の「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づき実施します。

## 資 料

### ● 関係条文

#### 【法第 35 条】

道の基本方針は、条例第 2 条第 2 項に規定する「道内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）」を対象にしていますが、高等専門学校や専修学校においても、当該学校に在籍する学生（や生徒）のいじめの防止等のための対策は必要です。

そのため、道は、「道の基本方針」を参考に、それぞれの実情に応じて、特色を生かした取組を進めるよう情報提供を行います。

国は、「国の基本方針策定から 3 年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」としています。

道においても、条例第 11 条第 7 項及び「道の基本方針」の「Ⅱ 1（1）ア」の規定により、いじめの防止等に関する道の施策や学校の取組、重大事態への対処等、「道の基本方針」が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、国の基本方針の見直しがあった場合も含め、必要に応じて見直しなどを行います。

道は、市町村における地方いじめ防止基本方針及び学校における学校いじめ防止基本方針についてそれぞれ策定状況を確認し、結果を公表します。

#### 【北海道いじめの防止等に関する条例】

##### 第 2 条（定義）

この条例において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

##### 第 3 条（基本理念）

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われな

なければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめをはやし立てず、及びこれを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、並びにいじめを受けた児童生徒に非はないとの認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

#### 第5条（道の責務）

道は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国、市町村その他の関係する機関及び団体との緊密な連携協力の下、本道の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 道は、基本理念にのっとり、その設置する学校（以下「道立学校」という。）におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 道は、市町村がいじめの防止等のための施策を策定し、及び実施しようとする場合には、市町村が果たす役割の重要性に鑑み、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。
- 4 前項の規定によるほか、北海道教育委員会は、市町村が、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2章から第6章までの規定に従い、及び次章から第5章までの規定の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定、いじめの防止等に関する基本的施策、いじめの防止等に関する措置及び重大事態への対処に関する事務を適正に行うことができるよう、必要な指導、助言又は援助を行うものとする。
- 5 前2項の規定によるほか、北海道教育委員会は、市町村に置かれる教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）が、法第26条の規定に基づき、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けるために適切な措置を速やかに講ずることができるよう、必要な指導、助言又は援助を行うものとする。

#### 第6条（学校及び学校の教職員の責務）

- 1 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該児童生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
- 2 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、児童生徒一人一人についての理解を深めるとともに、児童生徒との間の信頼関係の構築に努めなければならない。

## 第7条（保護者の責務等）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることから、基本理念にのっとり、その言動がその保護する児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、当該児童生徒がいじめを行うことのないようにするため、規範意識、生命を大切にし他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、基本理念にのっとり、国、道、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

## 第8条（道民及び事業者の役割）

道民及び事業者は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において児童生徒と触れ合う機会を大切に、当該地域全体で児童生徒を見守るとともに、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者と連携協力して、児童生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めるものとする。

- 2 道民及び事業者は、基本理念にのっとり、いじめが行われ、又は行われている疑いがあると認めた場合に学校へ通報するなど、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

## 第11条（北海道いじめ防止基本方針）

知事及び北海道教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第11条の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針（次条第1項において「国のいじめ防止基本方針」という。）を参酌し、共同して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「北海道いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 北海道いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
  - (2) いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
  - (3) その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項
- 3 北海道いじめ防止基本方針においては、道立学校のほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）その他の法令で定める権限の範囲内において、市町村、学校法人その他の道以外の学校の設置者が設置する学校をその対象とするものとする。
- 4 知事及び教育委員会は、北海道いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 知事及び教育委員会は、北海道いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道いじめ問題審議会の意見を聴かなければならない。

- 6 知事及び教育委員会は、北海道いじめ防止基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 知事及び教育委員会は、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化及び道内外のいじめの防止等に関する先進的な取組を勘案し、並びにいじめの防止等のための対策の効果に関する評価を踏まえ、定期的に北海道いじめ防止基本方針の見直しを行い、必要に応じてこれを変更するものとする。
- 8 第4項から第6項までの規定は、北海道いじめ防止基本方針の変更について準用する。

#### 第12条（学校いじめ防止基本方針）

道立学校は、国のいじめ防止基本方針及び北海道いじめ防止基本方針を参酌し、その道立学校の実情に応じ、当該道立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下この条において「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 道立学校は、学校いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、当該道立学校に在籍する児童生徒の保護者及び地域住民の参画を得るとともに、当該道立学校に在籍する児童生徒の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 3 道立学校は、学校いじめ防止基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 道立学校は、学校いじめ防止基本方針について定期的に点検及び評価を行い、必要に応じてこれを変更するものとする。
- 5 第2項及び第3項の規定は、学校いじめ防止基本方針の変更について準用する。

#### 第13条（道立学校におけるいじめの防止）

教育委員会及び道立学校は、道立学校に在籍する児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことにより、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、いじめの未然防止に資する予防的な生徒指導を推進しなければならない。

- 2 教育委員会及び道立学校は、当該道立学校におけるいじめを防止するため、当該道立学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、社会教育関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、児童生徒の人間関係に関わる問題を解決する能力の向上に資する教育活動の推進、いじめの防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動に対する支援、当該道立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該道立学校の教職員に対するいじめの防止に関する理解の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第14条（いじめの早期発見のための措置）

教育委員会及び道立学校は、当該道立学校におけるいじめの実態を的確に把握し、いじめの早期発見及び早期解消を図るため、当該道立学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の道立学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査を行うに当たっては、質問票の使用及び児童生徒への面談その他の適切な方法により行うものとする。

- 3 第1項に定めるもののほか、教育委員会は、各道立学校におけるいじめの防止等の取組状況に関する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 教育委員会及び道立学校は、当該道立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該道立学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 5 教育委員会及び道立学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。
- 6 前2項に定めるもののほか、教育委員会は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

#### 第15条（関係機関等との連携等）

道は、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、学校、家庭、地域社会、関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備を行うものとする。

#### 第16条（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、研修の充実を通じた教職員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であつていじめの防止等を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び道立学校は、当該道立学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

#### 第17条（学校評価等における留意事項）

教育委員会は、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、道立学校の評価及び道立学校の教職員の評価において、いじめの防止等の取組に係る評価が適正に行われるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

#### 第18条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

教育委員会及び道立学校は、当該道立学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育（情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方及び態度を養うことを目的とする教育をいう。）の充実に努めるとともに、保護者に対して、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 教育委員会は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじ

めに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

- 3 教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめについて、情報化の進展状況を勘案し、学校、児童生徒及びその保護者に対し最新の情報を提供する等必要な措置を講ずるものとする。

#### 第 19 条（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

教育委員会は、いじめの未然防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項並びにいじめの防止等のための対策の実施状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

#### 第 20 条（啓発活動）

道は、いじめの実態及びその傾向、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

#### 第 23 条（道立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

道立学校は、当該道立学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該道立学校の複数の教職員及び必要に応じて参加する心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

#### 第 24 条（いじめに対する措置）

道立学校の教職員、教育委員会の事務部局の職員その他の児童生徒からの相談に応じる者及び児童生徒の保護者は、児童生徒からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 道立学校は、前項の通報を受けたときその他当該道立学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。
- 3 道立学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該道立学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 道立学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒についていじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 道立学校は、当該道立学校の教職員が第 3 項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起こることのないよう、いじめの事案の円滑な解決を目指して、これらの保護者の理解と協力の下、当該い



じめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 6 道立学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該道立学校に在籍する児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

#### 第 25 条（教育委員会による措置）

教育委員会は、前条第 2 項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該報告に係る道立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

#### 第 27 条（学校相互間の連携協力体制の整備）

道は、市町村、学校法人その他の学校の設置者と連携して、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を適切かつ迅速に行うことができるよう、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

- 2 道は、市町村、学校法人その他の学校の設置者と連携して、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒のうち指導上配慮を要する者の進学及び転学に際し、当該いじめの事案に係る情報についての学校間の引継ぎが個人情報の取扱いに配慮しつつ、確実かつ適切に行われるよう、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

#### 第 34 条（設置等）

道は、北海道におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、法第 14 条第 1 項の規定により、知事又は教育委員会の事務部局、北海道警察、学校、児童相談所、法務局その他の関係者により構成される北海道いじめ問題対策連絡協議会（以下この章において「連絡協議会」という。）を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

#### 第 35 条（地域における連携）

教育委員会は、連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、連絡協議会と市町村教育委員会並びに各地域におけるいじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第 36 条（設置）

北海道におけるいじめの防止等のための対策の推進を図るため、教育委員会の附属機関として、北海道いじめ問題審議会（以下「審議会」という。）を置く。